

健生難発 0227 第 1 号  
令和 8 年 2 月 27 日

各 

都道府県
指定都市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
( 公 印 省 略 )

「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年度法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の記載項目等については、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第14条において定めており、この臨床調査個人票の様式については、「指定難病に係る臨床調査個人票について」（平成26年11月12日付け健疾発1112第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知。以下「課長通知」という。）において、法第5条第1項に基づき厚生労働大臣が定める指定難病ごとに示している。

今般、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類について」の一部改正について」（令和8年2月27日付け健生発0227第15号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）による診断基準及び重症度分類等の改正に伴い、指定難病に係る臨床調査個人票について別紙のとおりとし、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

申請者及び指定医に対しては、原則として最新版の臨床調査個人票を使用すべき旨伝達されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。